

戸田市国民健康保険運営協議会議事録

招集期日	令和 5年 2月 7日 (火)					
場 所	市 役 所 6階 第4委員会室					
開 会	2月7日 午後 1時30分					
閉 会	2月7日 午後 2時10分					
会 長	齊藤 恭平					
委 員 出 席 状 況	須藤 修一	⓪ 欠	大河原 節子	⓪ 欠	嶋田 美津江	⓪ 欠
	榎本 富佐江	⓪ 欠	早船 直彦	⓪ 欠	梅田 浩	⓪ 欠
	布施 博康	⓪ 欠	染川 智行	⓪ 欠	市川 悦夫	出 ⓪ 欠
	星 宏和	⓪ 欠	齊藤 恭平	⓪ 欠	松山 由紀	⓪ 欠
	片桐 雅也	出 ⓪ 欠	栗原 秀行	⓪ 欠	加山 勤	⓪ 欠
事務局	櫻井健康福祉部長 川上健康福祉部次長					
	林保険年金課長 田中収納推進課長					
	太田保険年金課主幹 滝沢保険年金課主幹 尾崎収納推進課主幹					
書 記	荒木保険年金課主任 疋田保険年金課主任					

会 議 の 経 過 及 び 結 果

審議案件

- (1) 戸田市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (案) について
- (2) 戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案) について
- (3) 令和 4 年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算 (案) について
- (4) 令和 5 年度戸田市国民健康保険特別会計当初予算 (案) について
- (5) 令和 5 年度戸田市国民健康保険事業実施計画 (案) について

事 務 局

司会及び開会のあいさつ、資料確認

会 長

あいさつ

事 務 局

出欠状況報告 (1 5 名中 1 3 名出席)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、感染対策を徹底した上で、対面出席及びZOOM出席によるハイブリッド会議を実施いたします。

会 長

それでは、次第に基づきまして、進行いたします。

議事録署名人の指名

はじめに (1) 戸田市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (案) について、事務局より説明願います。

事 務 局

【案件 (1) 資料に基づき説明を行う。】

会 長

事務局からの説明内容につきまして、ご意見等ございますか。

(特になし)

会 長

特にご意見等なければ原案のとおり承認いただくことにご異議ございませんか

(異議なし)

続いて、(2) 戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案) について、事務局より説明願います。

事 務 局

【案件 (2) 資料に基づき説明を行う。】

会 長

事務局からの説明内容につきまして、ご意見等ございますか。

(特になし)

会 長	<p>特にご意見等なければ原案のとおり承認いただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会 長	<p>続いて、(3)令和4年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算(案)について、事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>【案件(3)資料に基づき説明を行う。】</p>
会 長	<p>事務局からの説明内容につきまして、ご意見等ございますか。</p>
委 員 (被保険者代表)	<p>税額を増額した要因は分かったが、令和4年度の収納率の見込みは。</p>
事 務 局	<p>納期末到来の課税もありますが、12月末時点の現年課税分における収納率は前年度比0.5ポイントのプラスで進捗している状況です。</p>
委 員 (被保険者代表)	<p>収納率向上に向けて具体的な取組は。</p>
事 務 局	<p>引き続き保険年金課と連携して口座振替を促進するとともに、文書催告の回数増や文面・デザインの見直し等の創意工夫を行って催告効果を高めることで自主納付を呼びかける取組みを行っております。また、スマートフォン決済における対応アプリ追加など更なる納付手段の拡充も検討しているところです。</p>
会 長	<p>他に特にご意見等なければ原案のとおり承認いただくことにご異議ございませんか</p> <p>(異議なし)</p>
会 長	<p>続いて、(4)令和5年度戸田市国民健康保険特別会計当初予算(案)について、事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>【案件(4)資料に基づき説明を行う。】</p>
会 長	<p>事務局からの説明内容につきまして、ご意見等ございますか。</p>
委 員 (被保険者代表)	<p>国民健康保険事業費納付金について、直近3年間の推移はどうなっているか。また、今後の見込みは。</p>
事 務 局	<p>令和3年度は、令和2年度と比較して約2億1千万円増加したが、令和4年度・令和5年度はほぼ横ばいの状況が続いています。納付金は、医療費水準と所得水準から額が決定するが、本市は所得水準が県内でも高いことから、今後も高止まりの傾向が続くことが予想されます。</p>

会 長	<p>他に特にご意見等なければ原案のとおり承認いただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会 長	<p>続いて、(5)令和5年度戸田市国民健康保険事業実施計画(案)について、事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>【案件(5)資料に基づき説明を行う。】</p>
会 長	<p>事務局からの説明内容につきまして、ご意見等ございますか。</p>
委 員 (公益代表)	<p>受診率等の分析について、これらの分析の結果から、来年度は受診勧奨をどのように工夫されるのか。</p>
事 務 局	<p>コロナ禍での健診受診の必要性については、通知封筒、パンフレット、広報などできるかぎり多くの媒体にて周知できるようにしていきたい。また、通知勧奨にて、対象者選定の方法の一つとして、受診率の回復が乏しい笹目地区を中心とした地区や60歳以上を優先させるなどしたい。</p>
委 員 (被保険者代表)	<p>「赤字削減・解消計画」の進捗管理はどうか。</p>
事 務 局	<p>本計画では、令和5年度までに約15億6千万円の赤字削減を計画しているが、令和3年度までに約12億円の赤字削減を達成しました。その要因として、被保険者数の減少に伴う規模の縮小もありますが、引き続き適正な税率の検討を行うことに加え、効果的な保健事業の実施や収納率の向上に取り組むことで、国保財政の健全化に努めます。</p>
会 長	<p>他にご意見等ございますか。特にご意見等なければ原案のとおり承認いただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会 長	<p>続いて、その他の案件について事務局より何かございますか。</p>
事 務 局	<p>それでは、事務局より1件ございます。来年度第1回目の会議について、令和5年5月10日(水)午後1時30分からを予定しています。開催方法等を含め、正式に決定し次第、別途通知させていただきます。</p>
会 長	<p>ご意見等がなければ、以上をもって本日の審議案件は全て終了となります。議事進行の方を事務局にお返しします。</p>

事務局	会長、議事進行どうもありがとうございました。 閉会のあいさつ
-----	-----------------------------------

資料 1

戸田市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (案) について

【概要】

国において、出産育児一時金の額を出産費用の推計等を勘案し、全国一律に50万円に引き上げるべきとされたことを受けて、改正するものです。

令和5年2月

令和5年3月戸田市議会 提出案件概要書

所属名：健康福祉部 保険年金課

案件名	戸田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）
①主な内容	
<p>・ 条例の制定改廃に伴う変更点を記載してください。 （必要に応じて別添資料を添付し、内容を分かりやすく説明してください。）</p> <p>戸田市の国民健康保険に加入している方が出産した場合は、その世帯主に出産育児一時金として戸田市国民健康保険条例（昭和39年条例第27号。以下「条例」という。）に規定する40.8万円に、戸田市国民健康保険に関する規則（平成4年規則第15号）に規定する産科医療補償制度の掛金1.2万円を加算し、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。）と同額の最大42万円を支給しています。</p> <p>今般、社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金の額を令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、全国一律に50万円に引き上げるべきとされたことを踏まえ、施行令等が改正されることとなります。</p> <p>このことに伴い、本市においても条例を改正し、出産育児一時金の引き上げを行うものです。</p> <p>【現 行】 40.8万円＋加算額1.2万円 総額42万円 【改正後】 48.8万円＋加算額1.2万円 総額50万円</p>	
<p>・ 法令改正に伴う制定改廃の場合は、その旨に言及してください。</p> <p>施行令等の一部改正に伴うものです。</p>	
②提案理由	
<p>・ 標記議会に提案しなければならない理由を記載してください。</p> <p>令和5年4月1日から出産育児一時金が引き上げられるため、標記議会に提案するものです。</p>	

③近隣市の状況

・他自治体（原則として県内）の状況を記載してください。

全国的な対応となることが想定されます。

④条例の制定改廃に伴う市民等への影響、効果等

・市民等への影響、効果等を記載してください。
(必要に応じて別添資料を添付し、内容を分かりやすく説明してください。)

国民健康保険の被保険者に対して、出産費用の実態に即した出産育児一時金の支給が可能となります。

・パブリック・コメントを実施した場合は、その旨に言及してください。

⑤関連規則等の制定改廃予定

・制定改廃が必要な規則等の名称と改正内容を記載してください。

戸田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

戸田市国民健康保険条例（昭和39年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条第1項の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

改正前	改正後（案）
<p>第1条～第5条（略） （出産育児一時金）</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として産児1人について<u>408,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条各号のいずれにも該当すると市長が認めるときは、<u>408,000円</u>に30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>第7条～第16条（略） 附則（略）</p>	<p>第1条～第5条（略） （出産育児一時金）</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として産児1人について<u>488,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条各号のいずれにも該当すると市長が認めるときは、<u>488,000円</u>に30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>第7条～第16条（略） 附則（略） 附則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 改正後の第6条第1項の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。</p>

資料 2

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案) について

【概要】

- ① 国において高所得者の被保険者への賦課限度額を引き上げることが提案されたことを受け、税収を確保し、低中間所得層の負担緩和を図るため、賦課限度額を2万円引き上げるための改正です。
- ② 物価上昇の影響で国民健康保険税均等割の軽減を受けている世帯が減少しないよう、軽減判定所得基準額を引き上げるための改正です。

※ なお、改正地方税法施行令が令和5年3月31日に公布され、地方税法規定の法定賦課期日4月1日までの条例改正を要するため、専決処分にて対応を予定します。

令和5年2月

国民健康保険税 賦課限度額及び軽減判定所得基準額の改正

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）〈令和5年3月31日専決処分〉

令和5年2月7日

令和4年度第3回国保連協資料

賦課限度額の改正について

① 改正概要

令和4年10月28日社会保障審議会医療保険部会において提案された。年末の税制改正大綱を経て、年度内に政令が改正。

【目的】

高所得層の被保険者への賦課限度額を引上げ、税収を確保することで、低中間所得層の負担緩和を図る。

国民健康保険税 賦課限度額		
	令和4年度	令和5年度
医療分 (基礎課税額)	65万円	65万円
後期高齢支援金等分	20万円	22万円
介護納付金分	17万円	17万円
計	102万円	104万円

③ 財政への影響

令和4年12月1日現在の加入世帯（約16,800世帯）を基に試算

→約400万円の増収を見込む

	現行税制ベース	限度額改正のみ ※参考	令和5年度税制ベース限度額改正 +医療均等割改正
調定額	2,799,477千円	2,803,965千円	2,909,164千円
収入額	2,509,660千円	2,513,677千円	2,608,041千円
現行との 差額	調定額	+4,488千円	+109,687千円
	収入額	+4,017千円	+98,381千円

④ 国保加入世帯への影響

※影響世帯数 約240世帯（国保加入世帯の約1.5%）

4人世帯(介護該当2人)の場合

後期分賦課限度額改正により負担が増える世帯

⇒世帯所得約1,060万円以上の世帯

※賦課限度額104万円に到達するのは世帯所得約1,180万円の世帯

⑤ 令和4年度 賦課限度額改正に関する他市の状況

（賦課方式2方式（所得割・均等割）を採用）

さいたま市、本庄市 鴻巣市、ふじみ野市	R4 専決処分	※ 厥市は、4方式を採用しているほか、令和4年度は限度額99万円。
川口市 所沢市、草加市	据え置き	

② 令和5年3月31日付で専決処分をする理由

- ① 地方税法施行令の改正が令和5年3月31日に公布される予定である。この改正を令和5年度の国民健康保険税に適用させるためには、賦課期日の4月1日（地方税法第705条第2項）までに本条例を改正する必要がある。
- ② 令和3年9月7日付国保運営協議会の答申において、限度額を法定限度額とし、政令改正に遅滞なく対応することが求められている。
- ③ 国保の赤字解消を早期に進めるため、税収の確保、公費の獲得に努める。

健康福祉部 保険年金課

軽減判定所得基準額の改正について

軽減判定所得基準額の改正

【目的】

物価上昇（所得水準の全体的な上昇）の影響で国民健康保険税均等割の軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、軽減判定所得基準額の引き上げを行うもの。

内 容	
軽減判定所得基準額の見直し	
・ 5割軽減の判定基準所得の一人あたりの算定基準額を	28.5万円 → 29万円
・ 2割軽減の判定基準所得の一人あたりの算定基準額を	52万円 → 53.5万円

今後のスケジュール

時期	内容
① 令和5年3月7～8日	健康福祉常任委員会へ報告
② 令和5年3月31日	地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され。本市国民健康保険税条例の一部改正を専決処分し、同日に公布
③ 令和5年6月	定例会にて報告

資料 3

令和 4 年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算 (案) について

【概要】

令和 4 年度予算について、各種実績、見込みに基づき、補正するものです。また、令和 4 年度に実施した税率改正（医療分均等割を 5,900 円引上げ）による影響を分析しました。

令和 5 年 2 月

議案第 号

令和4年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) (案)

令和4年度戸田市の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201,887千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,078,316千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月20日提出

戸田市長 菅原文仁

令和 4 年度 戸田市国民健康保険特別会計補正予算について

資料 3-1 について

1 歳入

(1) 国民健康保険税

被保険者の所得水準が当初の見込みに比べて約 10%高かったことなどによる調定額の増加を勘案して、増額補正するものです。

(2) 県支出金

普通交付金は、療養諸費や高額療養費等医療費の保険給付分に相当する額を県が交付するもので、このうち、一般被保険者療養給付費分の医療費が当初の見込みを上回ったことから、増額補正するものです。

一方、特別交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険税の減免に係る財政支援が国から示されたことにより、増額補正するものです。

(3) 繰入金

①保険基盤安定繰入金

保険基盤安定繰入金は、国民健康保険税軽減分の財源とするための支援であり、国及び県の交付決定に基づき、増額補正するものです。

②出産育児一時金繰入金

被保険者が出産したとき、出産児 1 人につき 42 万円（産科医療補償制度未加入分娩機関で出産の場合は 40.8 万円）を支給する制度です。当初の想定より申請実績が少なく推移していることから、実績に合わせて減額補正するものです。

③その他繰入金

国民健康保険特別会計の歳入超過を調整するため、減額補正するものです。

(4) 繰越金

前年度の繰越金の確定に伴い、増額補正するものです。

(5) 国庫支出金

災害等臨時特例補助金により交付があるもので、見込に基づき増額補正するものです。

2 歳出

(1) 保険給付費

療養諸費や高額療養費等の保険給付医療費のうち、一般被保険者療養給付費分の医療費が当初の想定を上回っていることから、増額補正するものです。なお、市が支出する保険給付医療費の全額について、県から普通交付金の交付を受けておりますので、歳入についても同額を増額補正しております。

(2) 出産育児一時金

被保険者が出産したとき、出産児1人につき42万円（産科医療補償制度未加入分娩機関で出産の場合は40.8万円）を支給しているものです。今年度実績において、当初の想定より申請数が少ない推移となっており、申請実績に合わせて減額補正するものです。

令和4年度税率改正による効果について

1. 調定額(過年度随時分除く)

＜令和4年度＞					
	普通徴収 ①	仮徴収 (4.6.8月)	本徴収 (10.12.翌年2月)	特別徴収合計 ②	調定額合計 ①+②
医療分	1,900,304,831	50,170,725	69,558,444	119,729,169	2,020,034,000
後期分	474,071,069	15,046,175	15,780,856	30,827,031	504,898,100
介護分	216,193,300	0	0	0	216,193,300
合計	2,590,569,200	65,216,900	85,339,300	150,556,200	2,741,125,400

＜令和3年度＞※参考					
	普通徴収 ①	仮徴収 (4.6.8月)	本徴収 (10.12.翌年2月)	特別徴収合計 ②	調定額合計 ①+②
医療分	1,823,941,621	57,731,374	64,334,105	122,065,479	1,946,007,100
後期分	480,653,479	17,458,126	16,373,895	33,832,021	514,485,500
介護分	220,056,100	0	1,000	1,000	220,057,100
合計	2,524,651,200	75,189,500	80,709,000	155,898,500	2,680,549,700

＜前年度比(R4-R3)＞					
	普通徴収 ①	仮徴収 (4.6.8月)	本徴収 (10.12.翌年2月)	特別徴収合計 ②	調定額合計 ①+②
医療分	76,363,210	-7,560,649	5,224,339	-2,336,310	74,026,900
後期分	-6,582,410	-2,411,951	-593,039	-3,004,990	-9,587,400
介護分	-3,862,800	0	-1,000	-1,000	-3,863,800
合計	65,918,000	-9,972,600	4,630,300	-5,342,300	60,575,700

2. 課税処理件数・被保険者数

	令和4年度	令和3年度	前年度比 (R4-R3)
課税件数	17,390 世帯	17,745 世帯	-355 世帯
被保険者数	25,466 人	26,240 人	-774 人
1世帯あたり課税額	157,626 円	151,059 円	6,567 円
1人あたり課税額	107,638 円	102,155 円	5,483 円

資料 4

令和 5 年度戸田市国民健康保険特別会計当初予算 (案) について

【概要】

令和 5 年度予算について、各給付費の見込み、税率改正（医療分均等割を 5,900 円引上げ）を勘案し、予算編成をしました。

令和 5 年 2 月

令和5年度

戸田市国民健康保険特別会計予算書(案)

議案第24号

令和5年度戸田市国民健康保険特別会計予算

令和5年度戸田市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,022,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月20日提出

戸田市長 菅原文仁

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円) 国

款	項	金額
1 国民健康保険税		2,625,446
	1 国民健康保険税	2,625,446
2 使用料及び手数料		60
	1 手数料	60
3 県支出金		7,136,599
	1 県負担金・補助金	7,136,598
	2 財政安定化基金支出金	1
4 財産収入		17
	1 財産運用収入	17
5 繰入金		1,106,307
	1 一般会計繰入金	1,106,306
	2 基金繰入金	1
6 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
7 諸収入		53,571
	1 延滞金及び過料	40,300
	2 貸付金元利収入	636
	3 雑収入	12,635
歳入	合計	11,022,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		69,274
	1 総務管理費	43,541
	2 徴税費	24,517
	3 運営協議会費	1,216

2 保険給付費		7,031,923
	1 療養諸費	6,089,257
	2 高額療養費	858,680
	3 移送費	150
	4 出産育児諸費	71,436
	5 葬祭諸費	8,000
3 国民健康保険事業費納付金		4,400
		3,677,997
	1 医療給付費分	2,393,562
4 保健事業費	2 後期高齢者支援金等分	901,287
	3 介護納付金分	383,148
5 基金積立金		175,086
	1 特定健康診査等事業費	98,106
6 共同事業拠出金	2 保健事業費	76,980
	1 基金積立金	17
7 諸支出金		17
	1 共同事業拠出金	3
8 予備費		62,700
	1 償還金及び還付加算金	62,700
歳出		5,000
	1 予備費	5,000
歳出	合計	11,022,000

第 2 表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険特定保健指導業務	令和6年度	744

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1国民健康保険税	2,625,446	2,521,942	103,504
2使用料及び手数料	60	34	26
3県支出金	7,136,599	6,978,995	157,604
4財産収入	17	13	4
5繰入金	1,106,307	1,188,522	△82,215
6繰越金	100,000	100,000	0
7諸収入	53,571	53,955	△384
歳入合計	11,022,000	10,843,461	178,539

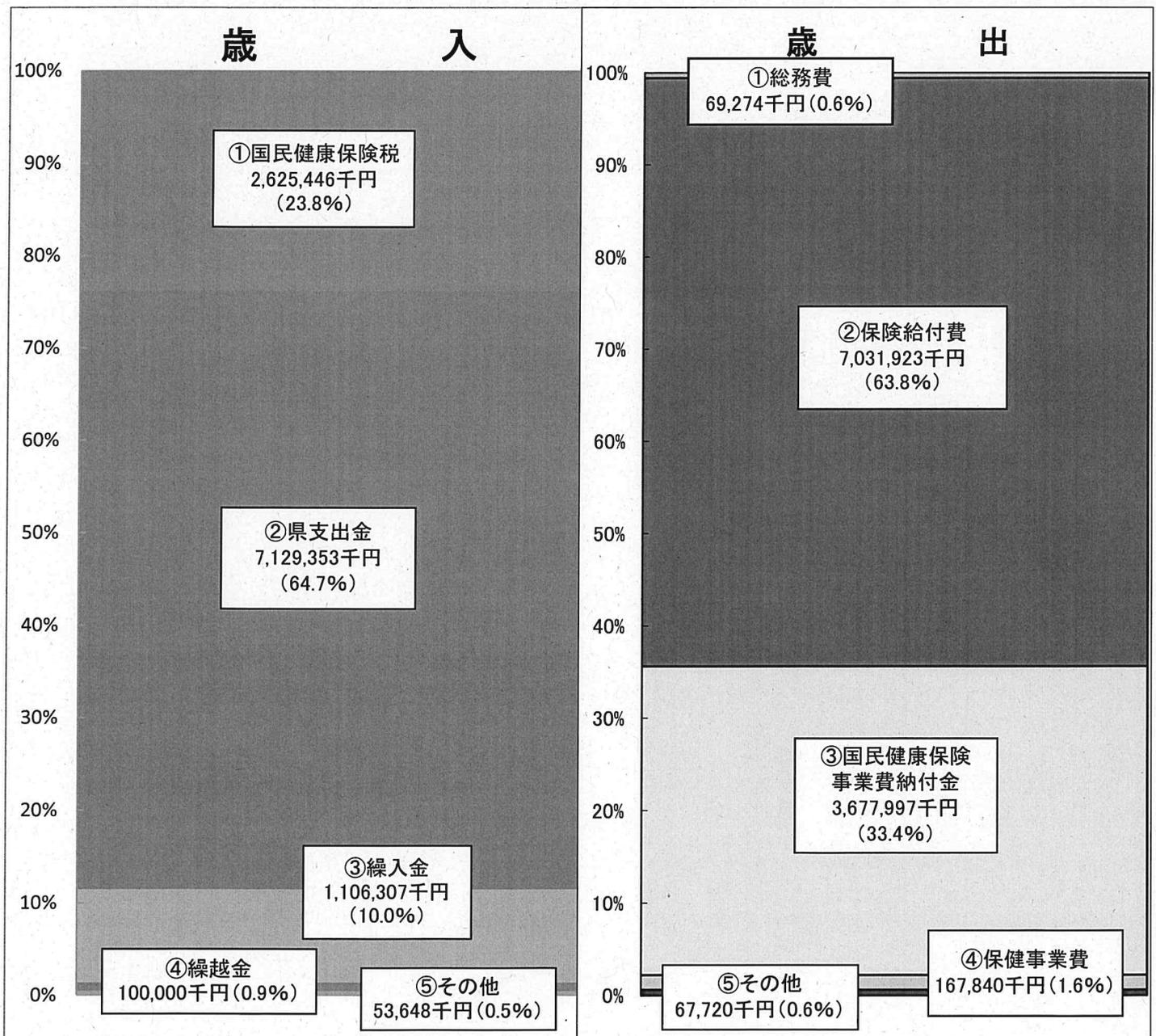
(歳出)

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	繰入金	その他	
1総務費	69,274	77,888	△8,614		66,693	29	2,552
2保険給付費	7,031,923	6,918,118	113,805	6,948,087	47,600		36,236
3国民健康保険事業費納付金	3,677,997	3,609,753	68,244	152,594	862,010		2,663,393
4保健事業費	175,086	169,985	5,101	35,918	130,000	636	8,532
5基金積立金	17	14	3			17	
6共同事業拠出金	3	3	0		3		
7諸支出金	62,700	62,700	0				62,700
8予備費	5,000	5,000	0				5,000
歳出合計	11,022,000	10,843,461	178,539	7,136,599	1,106,306	682	2,778,413

令和5年度当初予算歳入歳出総括表

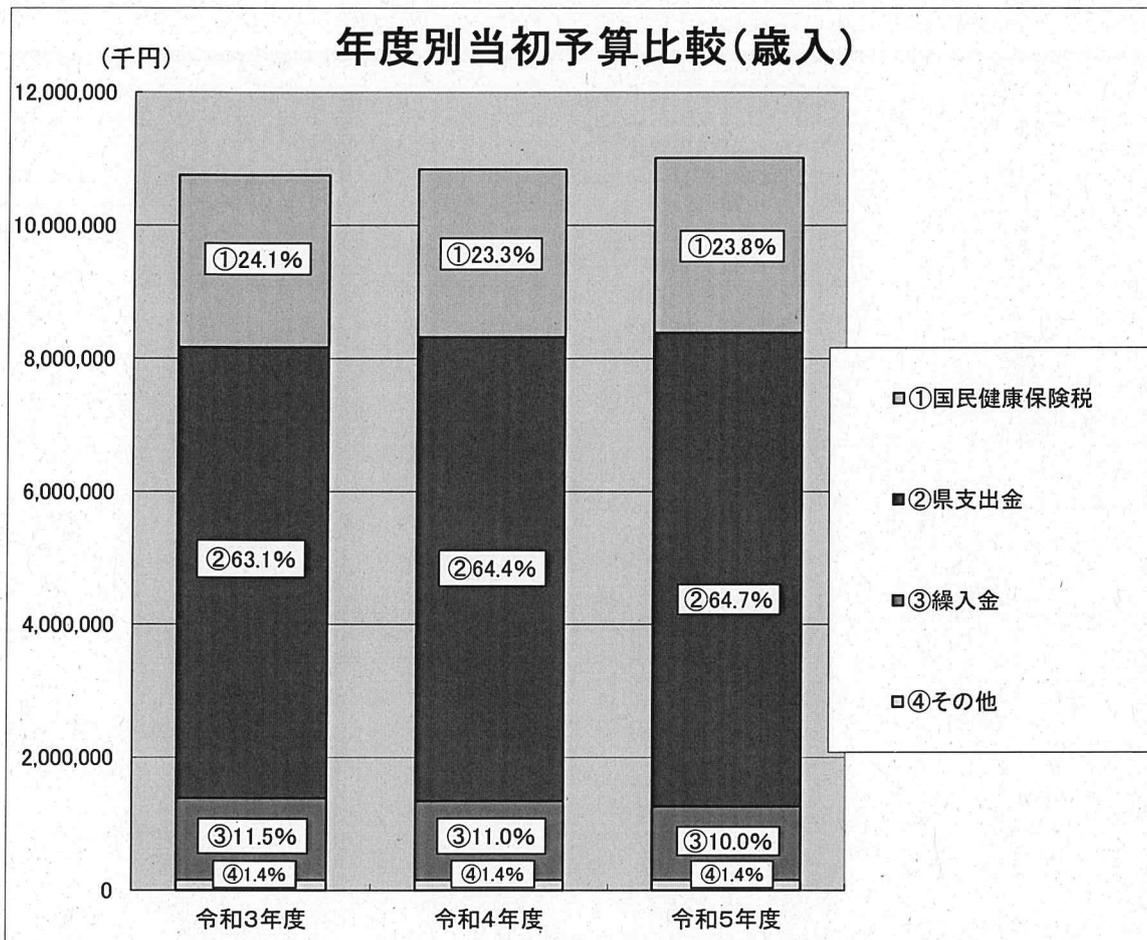
歳入		歳出	
		(単位 千円)	
①国民健康保険税	2,625,446	①総務費	69,274
②県支出金	7,129,353	②保険給付費	7,031,923
③繰入金	1,106,307	③国民健康保険事業費納付金	3,677,997
④繰越金	100,000	④保健事業費	167,840
⑤その他	53,648	⑤その他	67,720
合計	11,014,754	合計	11,014,754



年度別当初予算比較(歳入)

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度		令和5年度	
		予算額	対前年度伸び率	予算額	対前年度伸び率
①国民健康保険税	2,587,122	2,521,942	-2.52%	2,625,446	4.10%
②県支出金	6,784,003	6,978,995	2.87%	7,129,353	2.15%
③繰入金	1,233,397	1,188,522	-3.64%	1,106,307	-6.92%
④その他	152,114	154,002	1.24%	153,648	-0.23%
合計	10,756,636	10,843,461	0.81%	11,014,754	1.58%

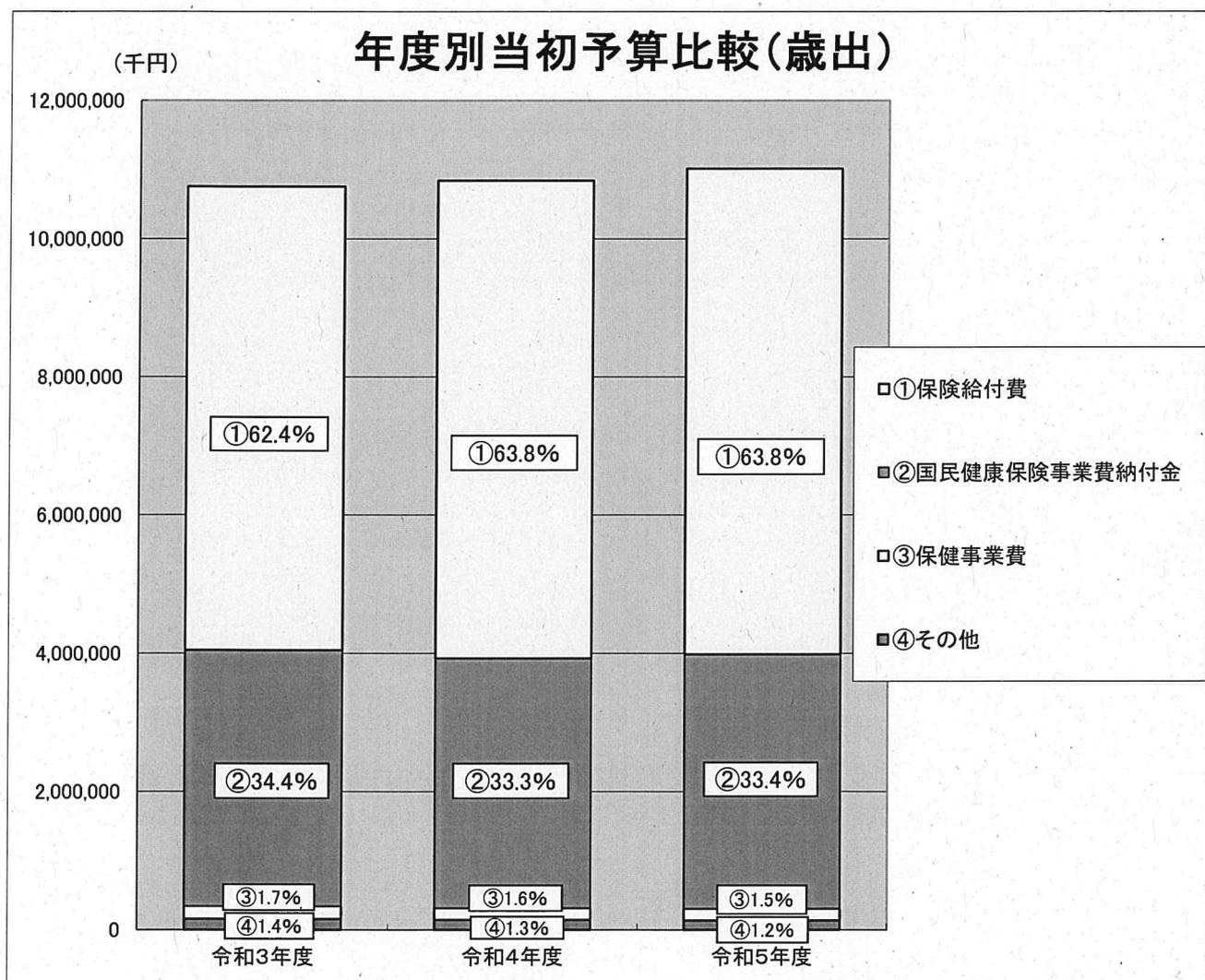


※グラフ内の%は構成比

年度別当初予算比較(歳出)

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度		令和5年度	
	予算額	予算額	対前年度伸び率	予算額	対前年度伸び率
①保険給付費	6,710,438	6,918,118	3.09%	7,031,923	1.65%
②国民健康保険事業費納付金	3,705,053	3,609,753	-2.57%	3,677,997	1.89%
③保健事業費	186,586	169,985	-8.90%	167,840	-1.26%
④その他	154,559	145,605	-5.79%	136,994	-5.91%
合計	10,756,636	10,843,461	0.81%	11,014,754	1.58%



※グラフ内の%は構成比

令和 5 年度戸田市国民健康保険特別会計当初予算について

資料 4 - 2 について

1 歳入

国民健康保険税

令和 5 年度の調定見込額から推計し、予算額は 2,625,446,000 円で、前年度当初予算額から、103,504,000 円の増額としております。

県支出金

医療費の保険給付分に相当する額が県から交付される普通交付金と、保健事業や保険者努力に対して交付される特別交付金です。県から示された交付見込額に基づく積算から、予算額は 7,129,353,000 円で、前年度当初予算額から 150,358,000 円の増額となっております。

繰入金

低所得者に対する保険税軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定制度に基づく繰入金、昨年度から導入された未就学児均等割軽減について、所要額を国・県が一部負担する未就学児均等割保険税繰入金、出産育児一時金の 3 分の 2 の公費負担に相当する額の繰入金、その他歳入不足に対する一般会計からの法定外繰入金です。予算現額は 1,106,307,000 円で、前年度 82,215,000 円の減額となっております。

2 歳出

保険給付費

被保険者の医療費の保険給付分や、出産や死亡等の法定給付の支給等に要する費用です。予算現額 7,031,923,000 円で、前年度比 113,805,000 円の増額となっております。

(主な保険給付費について)

- ・療養給付費 被保険者が通院、入院、薬剤処方等の医療に要した費用のうち、保険者負担分に相当するものです。(保険給付費の内、約 98%)
- ・療養費 被保険者が医療に要した費用全額を医療機関等へ支払いした後に、申請により、被保険者に対して現金で保険者負担分を支給するものです。(海外での医療費の場合、保険給付対象の装具、コルセット作製の場合など)

- ・ **高額療養費** 被保険者の一部負担金が、自己負担限度額を超えた場合に支給するものです。(保険給付費の内、約 1.4%)

国民健康保険事業費納付金

平成 30 年度の国保広域化により国保財政の運営主体が埼玉県になったことから、県が負担する県内医療費総額の財源とするために各市町村から県へ納付するものです。県内医療費総額の見込みを基に、各市町村の被保険者数、被保険者の所得階層、高齢者割合等により納付金の額が県から示されることになっています。予算現額 3,677,997,000 円で、前年度比 68,244,000 円の増額となっております。

保健事業費

保健事業費につきましては、予算現額 167,840,000 円で、前年度比 2,145,000 円の減額となっております。

(主な保健事業費について)

- ・ **特定健康診査等事業費** 40 歳以上の被保険者を対象とする特定健康診査、及び、特定保健指導の実施等、法に基づく保健事業を実施しています。
- ・ **保健衛生普及費** がん検診、生活習慣病重症化予防対策事業分担金、人間ドックの補助等を実施しています。

資料 5

令和 5 年度戸田市国民健康保険事業実施計画（案） について

【概要】

本市の国民健康保険事業に係る令和 5 年度の実施計画（案）です。医療費の抑制に係る事業や特定健康診査及び特定保健指導の推進が主な内容となっております。

令和 5 年 2 月

令和 5 年度戸田市国民健康保険事業運営方針及び事業計画

◎事業運営方針

国民健康保険制度は、国民皆保険制度のうち地域保険部分を担い、地域住民の医療を確保し健康を保持増進するうえで、重要な役割を果たしています。国民健康保険では、高齢化や医療の高度化により一人当たり医療費が増加傾向にあり、また、職域保険などの状況と比較して医療サービスの利用頻度が高く、その一方で、財政基盤がぜい弱であるという構造上の課題を抱えています。このことから、戸田市の国民健康保険財政においても、慢性的な歳入不足が生じており、一般会計から法定外の繰り入れを行うなど、大変厳しい財政運営が続いています。

平成 30 年度から国民健康保険の都道府県化（広域化）が行われており、各自治体は県に納付金を納め、県は各自治体に医療費の支払いの原資となる交付金を交付する仕組みとなりました。これにより、医療費支払いにおける財政安定化が図られましたが、本市においては、国保加入者の所得水準が県内標準より高いことから納付金の負担が大きく、厳しい財政状況が続いています。

このため、歳出要因と歳入要因、両面の課題に向き合いながら、国民健康保険の財政運営を行っていく必要があります。今年度の事業運営は、被保険者の医療を安定的に確保するため、歳出の抑制と歳入の確保に配慮し、持続可能な国民健康保険運営を図ります。

歳出の抑制対策については、医療費において生活習慣病やそれらが重症化した疾病の医療費が大きいことから、保健事業の促進に努めます。

保健事業の柱としては、40 歳以上の被保険者を対象者とした特定健康診査・特定保健指導について積極的に周知し、健診受診率及び指導実施率の向上を図ります。

また、保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、糖尿病性腎症重症化予防事業、重複・頻回受診者への保健指導事業を実施し、被保険者の健康増進及び医療費抑制を推進します。

また、医療費の適正化として、資格の適用適正化やレセプト等の点検の充実強化を図るとともに、ジェネリック医薬品利用差額通知等を実施します。

歳入の確保については、国民健康保険加入時の口座振替促進など、収納率向上を図るとともに、国民健康保険税算定や軽減適用の正確性を確保するため、適正な所得把握に努めます。また、「赤字削減・解消計画」の進捗管理を適切に行いながら、令和 6 年度以降の国民健康保険の運営や国民健康保険税の在り方について研究を進めます。

◎ 事業計画

1 受診時の利便性向上と負担適正化の取組

病院窓口でのオンラインでの資格確認など、病院受診における被保険者の利便性や保険者の負担適正化を進めてまいります。

2 医療費の抑制・適正化対策事業

- (1) 特定健康診査・特定保健指導（診療情報提供事業を含む）
- (2) 医療費通知
- (3) レセプト（医科・調剤・入院・歯科）点検及び資格点検
- (4) 柔道整復療養費支給申請書点検
- (5) ジェネリック医薬品利用差額通知
- (6) 重複受診・頻回受診・重複服薬者に対する保健指導事業
- (7) 糖尿病性腎症重症化予防事業
- (8) 健診異常値放置者受診勧奨事業
- (9) 生活習慣病治療中断者受診勧奨事業

3 特定健康診査・特定保健指導の充実

(1) 現状・目標等

（令和5年度の目標）※第3期戸田市国民健康保険特定健康診査等実施計画による

項目	特定健康診査	特定保健指導
目標（受診率・実施率）	60%	60%
実施期間	6月～10月末（予定）	9月～翌8月（予定）
実施機関	藤戸田市医師会加入医療機関	委託業者
自己負担額	無料	無料

(2) 受診率等の分析

別紙のとおり

4 制度啓発の推進

- (1) 「国保のしおり」の発行
- (2) 「広報戸田市」「戸田市HP」等による特定健診の周知、医療費の状況の周知
- (3) ジェネリック医薬品希望シールの配布
- (4) ポスター作成・掲示

【参考】

・戸田市国民健康保険加入状況

区分	令和3年度当初		令和4年度当初		令和4年12月末	
	実績	前年度比	実績	前年度比	実績	前年度比
市世帯数	67,183 世帯	101.5%	67,776 世帯	100.9%	68,332 世帯	101.2%
市人口	140,952 人	100.2%	141,206 人	100.2%	141,887 人	100.4%
国保世帯数	17,105 世帯	98.3%	16,585 世帯	97.0%	16,275 世帯	97.3%
国保被保険者	25,433 人	97.0%	24,440 人	96.1%	23,826 人	96.4%

・税率等推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療分 (H23より 2方式)	所得割	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%
	均等割	20,000 円	20,000 円	20,000 円	25,900 円
	賦課限度額	580,000 円	610,000 円	630,000 円	650,000 円
後期高齢者支 援金分 (H20～)	所得割	1.60%	1.60%	1.60%	1.60%
	均等割	9,500 円	9,500 円	9,500 円	9,500 円
	賦課限度額	190,000 円	190,000 円	190,000 円	200,000 円
介護納付金分 (H12～)	所得割	1.42%	1.42%	1.42%	1.42%
	均等割	12,500 円	12,500 円	12,500 円	12,500 円
	賦課限度額	160,000 円	160,000 円	170,000 円	170,000 円

事業計画3(2) 受診率等の分析

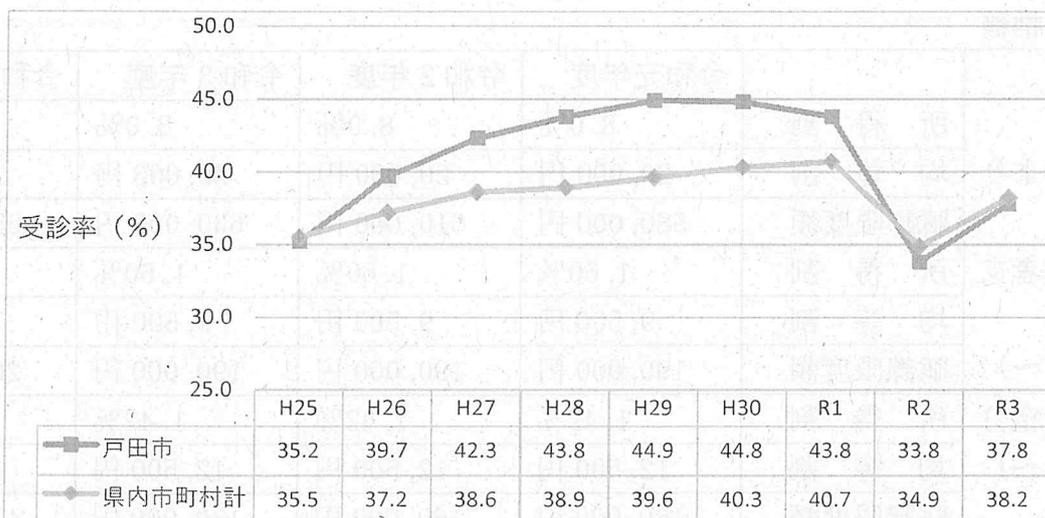
(1) 健診データの分析

① 特定健康診査受診率

- 特定健康診査受診率は、令和2年度の受診率減少が大きく、令和3年度は回復傾向にあるが、令和元年度水準までは戻っていない状況である。第3期戸田市特定健康診査等実施計画の目標値（令和3年度目標値：55%）には達していない。
- 令和3年度からは、受診勧奨を再開し通知での勧奨を実施した。
- 受診率の回復が課題であるが、感染症の動向を注視し、状況に柔軟に対応しながら、通知勧奨を中心として、個々にあった勧奨の実施をしていく。

【図表1】 特定健康診査受診率

出典：法定報告

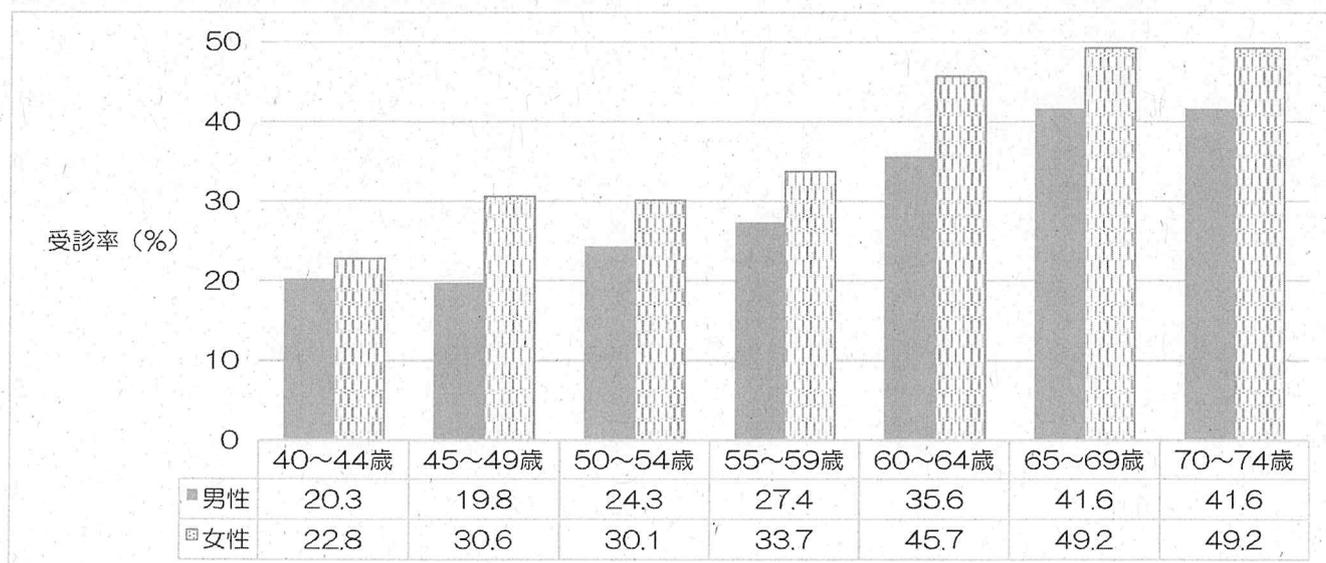


② 年齢階級別・性別特定健康診査の受診状況

- 令和3年度の受診率では、男性では45～59歳の階級が最低であり、65～74歳が最高である。女性では40～44歳が最低であり、65～74歳で最高である。また性別では、どの年齢階級でも女性が高くなっており、45～49歳と60～64歳では10ポイント以上の差がある。
- 国保の加入・喪失が多い戸田市では、受診率の向上を目指すためには、比較的異動の少ない、60歳以上を中心に受診勧奨をすることが有効と考える。

【図表2】 令和3年度 年齢階級別・性別受診率

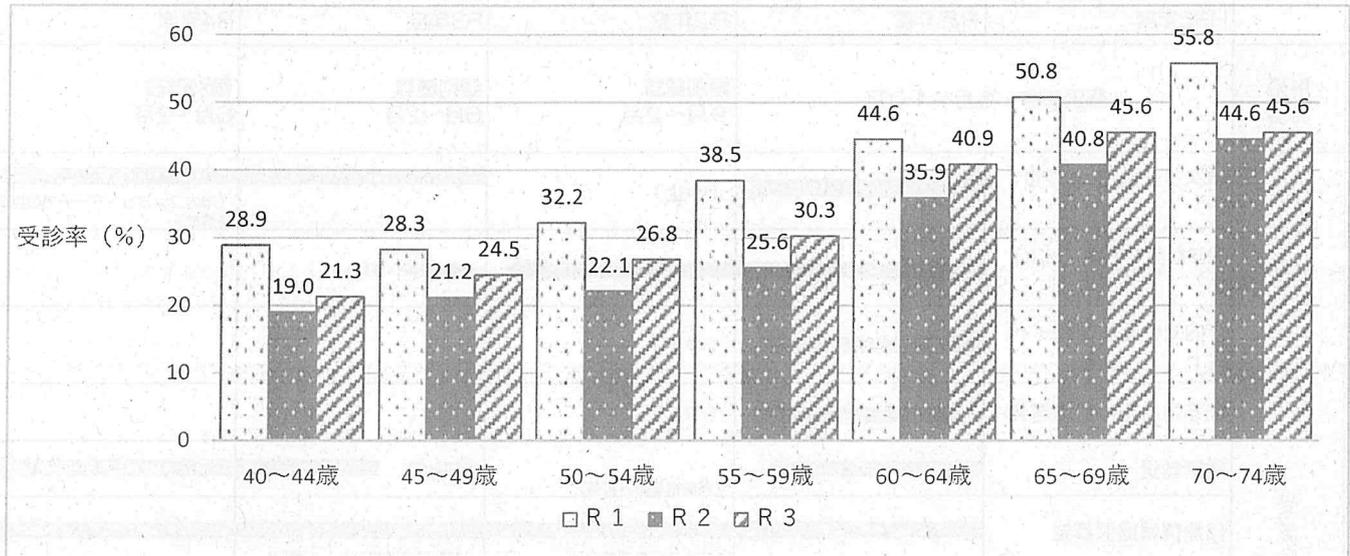
出典：法定報告



- また、年代別受診率の経年変化を見ると、どの年代も令和3年度には受診率が上昇し、回復傾向にあるが、70代の受診率の回復が乏しい。コロナ禍での受診について、より丁寧な説明・周知が必要と考える。

【図表3】 令和元年度～令和3年度 年代別受診率の比較

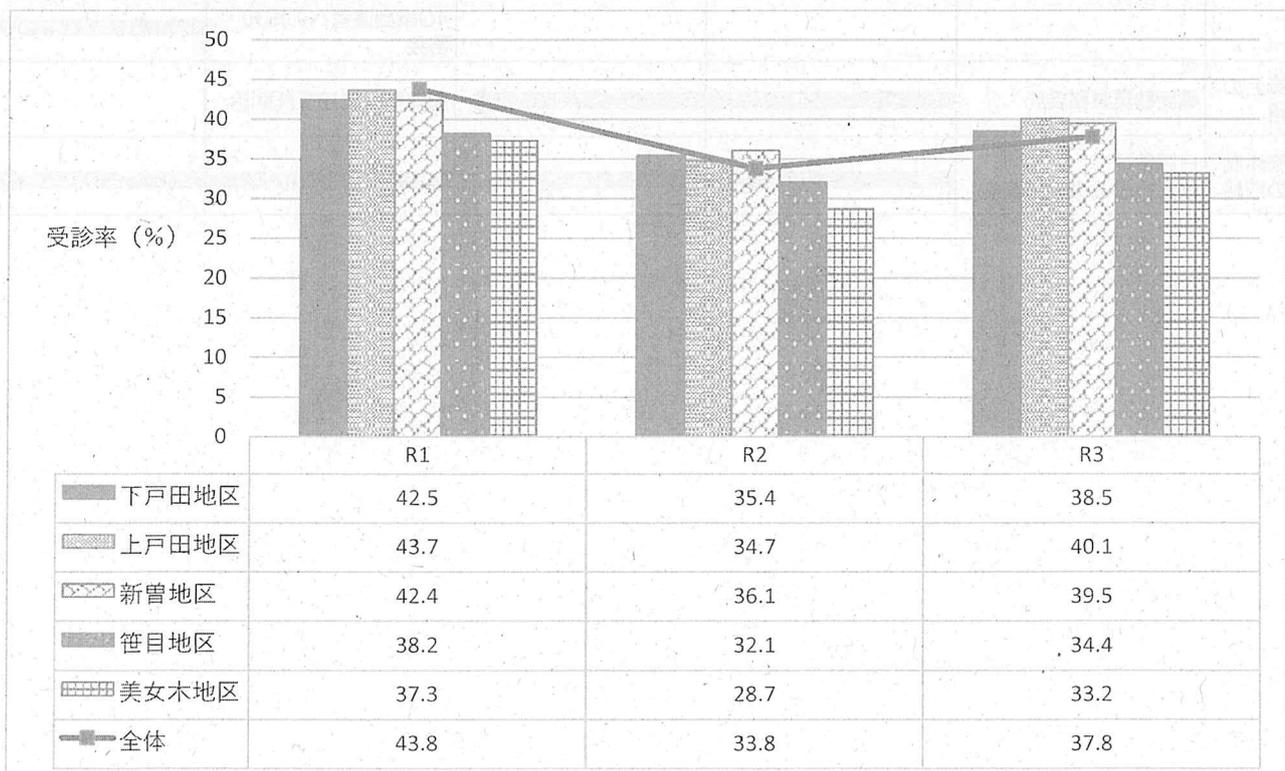
出典：法定報告



③ 地区別特定健診受診率

- どの地域でも令和2年度で減少した受診率は回復傾向にある。
- 特に上戸田地区は、令和2年度を受診率減少幅が一番大きかったが、令和3年度を受診率上昇幅も一番大きくなっている。また、笹目地区は、令和2年度の減少幅に対する、令和3年度の回復率は4割弱にとどまっており、回復が最も遅れている地域となっている。
- 受診率は、令和元年度水準までは回復しておらず、笹目地区を中心にさらなる受診勧奨の取組みが必要と考える。

【図表4】 地区別受診率



(2) 特定健診の取組の状況と効果

特定健診の取組状況（経年）は下表のとおりである。

【図表5】 特定健診の取組の状況

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
形態 時期	個別健診・6月～10月		個別健診 9月～2月	個別健診 6月～2月	個別健診 6月～2月
受診 勧奨 の 取 組 み	ポスター掲示（H20～）	→	（中止）	→	（市内ファミリーマートでの掲示を追加）
	受診勧奨ハガキ（H20～）	→	→	（通知勧奨へ移行）	
	庁内での受診促進イベント	→	（中止）		
	ふるさと祭りでの啓発	→	（中止）		
	電話勧奨	→	（保健指導のみ実施）	通知勧奨	→
	診療情報提供事業	→	（本人からの提供のみ）	（市独自の取組みとして再開）	→
	特定健診再実施 40歳代 1・2月				
	早期受診者へのインセンティブ進呈（抽選）	→	（全員に進呈）	（前期高齢者・初回早期受診者）	（全員に進呈）
		新規受診者へのインセンティブ進呈（抽選）			
		連続受診者へのインセンティブ進呈（抽選）			
	健康に関する教室等での受診勧奨・啓発	→			健康福祉社の社まつりでの啓発
				実施医療機関でのチラシの配布（市内）	
				SNSへの掲載	→
				40歳到達者への周知・啓発	→
予算上の取組	電話勧奨業務委託	→	通知勧奨業務委託開始		
実施体制上の取組	日曜健診 がん検診との同時実施	→			

(3) 今後の受診率向上に向けた取組及び対象となる交付金等

取組名	対象者	内容	対象交付金等
対象グループ 毎の通知勧奨 (委託)	特定健診対象者	特定健診対象者を階層化するなどし、個別性のある通知による受診勧奨を行う	県繰入金 ・受診勧奨 ・2回以上の受診勧奨通知 ・タイプ別勧奨 保険者努力支援交付金 保険者努力支援交付金(事業費分)
早期受診促進	特定健診対象者	特定健診開始後約1か月を受診勧奨強化期間と定め、啓発活動(受診券送付物、イベント、通知勧奨等)により早期受診を促し、早期受診者に対し、インセンティブを進呈	県繰入金 ・制度周知
啓発活動	特定健診対象者 市民全般	広報・ホームページへの掲載、受診券送付者へのパンフレット作製、ポスターの掲示等により特定健診の受診を促し、生活習慣改善等への意識啓発を行う 特定保健指導についても啓発する	県繰入金 ・制度周知 ・広報の取組
日曜健診	特定健診対象者	日曜日に特定健診実施日を設けることで、平日受診が難しい人の受診機会を確保する	県繰入金 ・土日祝日の実施 保険者努力支援制度 ・受診率向上の取組
がん検診との 同時実施	特定健診対象者	がん検診と同時実施できる環境を整え、受診者の利便性を高め、受診を促進する	保険者努力支援制度 ・がん検診との一体的実施
診療情報提供 事業	持病で通院中または 職場健診等を受診する 特定健診対象者	持病での通院や職場健診等を理由に特定健診を受診しない人の検査データを収集し、特定健診を受診したこととみなす	保険者努力支援制度(県分) ・診療情報提供事業の実施 県繰入金 ・診療情報提供事業の実施 ・検査データの提供
ポスター掲示	特定健診対象者	コンビニ等でのポスターの掲示	県繰入金 ・企業等の協力
40歳到達者 への周知	年度末年齢39歳の 被保険者	次年度に特定健診の対象者となる被保険者に対して、健康や特定健診についての周知・啓発のための通知の送付	保険者努力支援制度 ・受診率向上の取組 保険者努力支援交付金(事業費分)